

松橋町・小川町・豊野町西部地区の水道料金を改定します

改定の理由

本紙令和4年8月号でもお知らせしていましたが、4月1日から水道料金を改定します。今回の改定は、上天草・宇城水道企業団から購入する水の単価が令和2年4月から1㎡当たり39円値上がりしたことを受け、対象区域の水道料金に反映するものです。

公営企業の独立採算制

水道事業は他の公共サービスとは異なり、独立採算制をとっています。これは、受益者負担の原則に基づくもので、施設整備や維持管理などの費用は主に利用者の皆さんからの水道料金で賄っています。

水道を利用している皆さんには負担をお掛けしますが、ご理解をお願いします。なお、下水道使用料は改定しません。

受益者負担の原則

「経営に必要な費用を経営によって得られる収入で賄わなければならない」という地方公営企業法で定められた水道経営の原則

負担する額

モデルケース

標準的な家庭

- メーター口径13ミリ
- 1カ月に20㎡使用の場合

1カ月当たり

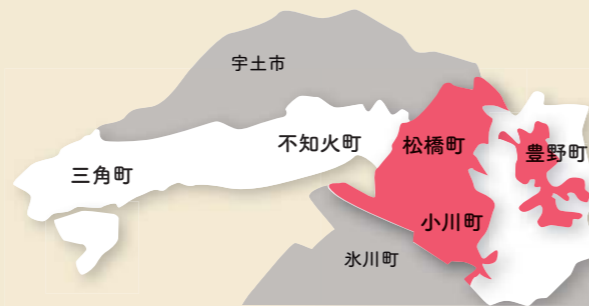
780 円の増額

新料金への切り替え時期

※4月の検針は料金改定に伴い、4月1日～5日に実施します

上下水道課
☎32-1674

対象区域・値上げ額



対象 - 企業団用水給水区域 -

松橋町、小川町(東小川の一部・南小川の一部・小川・西北小川・南部田・北部田・南小野・中小野・北小野・河江・江頭・川尻・北新田・南新田・新田・新田出・住吉・不知火)、豊野町西部地区(下郷・山崎・糸石の一部・中間・上郷)

値上げ額

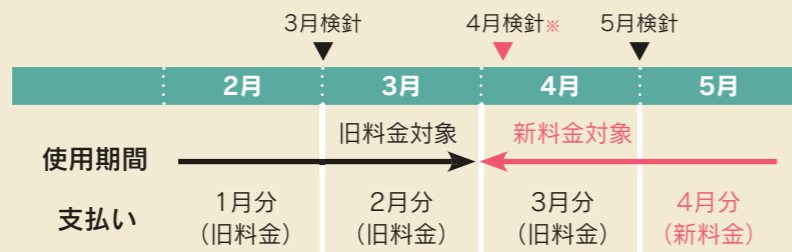
基本料金・超過料金
各1㎡当たり **39** 円値上げ

※基本料金 水道の口径ごとに設定される基本水量までの料金
※超過料金 基本水量を超えたときの1㎡当たりの料金

地域	口径	基本水量	基本料金		超過料金	
			現行	新	現行	新
松橋・小川 豊野西部	13ミリ	7㎡まで	1,560円	1,830円	232円	271円
		8㎡まで	1,840円	2,150円	242円	281円

※口径は13～100ミリで8段階あり、段階ごとに各料金異なります。

詳しくは市ホームページ



受付終了間近 新婚さんの新生活を応援しています

令和4年度の対象者は、4月以降に補助金申請ができません。申請を希望する人は、必ず期日までに申請してください。

申請期限 3月31日(金)

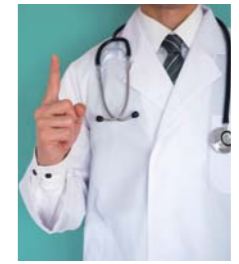
※予算額に達した時点で受け付け終了
対象 次の全てに該当する世帯

- 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに婚姻した39歳以下の夫婦
- 夫婦の合計所得が400万円未満
- 申請日に、申請対象住居に住民票があり同居している
- 市税の滞納がない

費用	対象となる費用(合わせて最大60万)
住宅費	①新居の購入費 ②新居のリフォーム費 ③新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
新居への引越費用	④引越し業者や運搬業者に払った費用

子ども未来課 ☎33-1118

ピロリ菌感染検査費用を助成しています



市内の委託医療機関で受ける検査費用を助成しています。
対象 市在住の15歳以上でピロリ菌感染検査を受けたことがない個人負担額 1000円



令和4年分確定申告分の振替納付日

- 振替納付日
- 申告所得税・復興特別所得税 4月24日(月)
- 消費税・地方消費税(個人事業) 4月27日(木)



受診期限 3月31日(金)
申込方法 電話
☎市保健福祉センター (32)7100

税・料金

令和4年分確定申告分の振替納付日

国税務課 ☎(32)1487



地方税お支払いサイト



追加される支払い方法はこちら



納税方法は金融機関の口座から引き落とす「振替納税」が便利です。宇土税務署 ☎(22)0410
固定資産税の納付方法が増えて便利になります
4月から新たに納付書に「eL-QR」と「eL番号」が印字され、「地方税お支払いサイト」を利用して、簡単に納付ができるようになります。

お知らせ

下水道などの使用状況が変わったときは届け出を

次の場合には、使用料の算定に影響しますので必ず届け出てください。

- 住んでいる人の数で下水道使用料が算定されている世帯
- 使用者の人数が増減したとき
- 使用水を変えたとき(井戸水から上水に切り替えるなど)
- 農業集落排水施設を使用している世帯
- 使用者の人数が増減したとき

上下水道課 ☎(32)1674



市税の納期限

第10期集合税
3月31日(金)
債権管理課
☎32-1497

